

鳥取県地域福祉支援計画の中間とりまとめに関するパブリックコメントについて

福祉保健課

- 1 募集期間
平成16年1月8日(木)～1月29日(木)
- 2 応募件数(人数)
34件(人)【意見の数:80項目】
- 3 中間とりまとめに対する意見の主な内容と県の考え方

意見の主な内容	県の考え方
1 皆がもっと(地域福祉の)支援活動を充実すればよい。	<ul style="list-style-type: none"> ・県の地域福祉支援計画だけでなく、市町村の地域福祉計画、市町村社協の地域福祉活動計画の策定・推進を通じて、住民参画、公民協働を進めていきます。
2 支援計画の重点施策が何なのか読み取れないので、それを示すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の方向性としては、第4章において、「住民参画に基づく地域における支え合いへの支援」、「公民協働による利用者主体のサービス提供への支援」及び「関連分野との連携」を掲げております。 ・これらが支援計画の施策の大きな柱であると考えています。
3 中間とりまとめのP.16(以下、ページ数は中間とりまとめのものを示す。)に県内の諸課題が記載されているが、県内市町村の地域福祉計画で報告されている問題点、課題を分析し、その結果に連動した支援施策を示すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・県の計画の策定は各市町村の地域福祉計画に先行して進められており、市町村から問題点や課題についての報告はまだ行われていませんが、今後の支援計画の推進に当たっては、これから策定される市町村の地域福祉計画との連携を図っていきます。
4 支援計画の実施期間(5年間)のタイムチャートを示す必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・計画推進のためのスケジュールは特に定めていませんが、取組の実施状況を定期的に点検していく体制を整備します。 《「はじめに」の4の(1)を参照。》
5 (支援計画に関する)予算面について、概略でもよいので示して欲しい。	<ul style="list-style-type: none"> ・支援計画の策定は、予算編成作業とは直接的には結びついていませんが、予算化が必要な事業については、今後、要求していきます。
6 P.6などで地域の中での孤立を防ぐ仕組みが取り上げられているが、プライバシーの問題もあり、見守りネットワークはなかなか機能していないように思われる。重点施策の一つとして取り組んで欲しいテーマである。	<ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーの取扱いについては守秘義務等の制約があるものの、地域の問題を適切に把握し、関連機関へつなぐ体制を整備していきます。 《第1章の2の(1)の 及び 第4章の1の(4)を参照。》

意見の主な内容	県の考え方
7 P. 6 に記載してある第三者評価は是非推進すべきで、計画の中でもっと具体化する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・「鳥取県社会福祉・保健施設サービス評価事業」として、第三者評価に具体的に組み込んでいきます。 《第4章の2の(5)を参照。》
8 P. 12 の【市町村】で、公民館等との連携により地域福祉の推進を図っていくとあるが、教育委員会の判断により、公民館があまり福祉に関わっていないところもある。	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館は、社会教育法上、社会福祉の増進に寄与することを目的とするものとして既に位置づけられています。 ・公民館が地域福祉活動の拠点として扱うことができるよう、一層市町村の協力を促していきます。
9 P. 12 の【地域住民】でその役割を記載しているが、地域福祉を推進する者の活動環境は厳しく、ボランティア活動にも限界がある。市町村行政は社協に事業委託するだけでなく、もっと自らが福祉の現場に足を運ぶべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・行政と民間との協働により地域福祉を推進していく機運を醸成していくよう、市町村の取組を促していきます。
10 P. 21 に記載されているのはボランティアを中心とした予防的な施策だけであるが、「24時間介護体制」、「生活が苦しいため1割の負担ができず介護申請できない者の救済」などの取組があつてよい。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険に関するサービスについては、基本的には保険者である市町村が主体となって確保すべきものですが、県としては、「鳥取県介護保険事業支援計画・老人保健福祉計画」に基づいて必要な対応をしていきます。
11 P. 28 で人権について取り上げられているが、福祉サービスを受けることを恥と感じたり、福祉サービスを受ける者を偏見の目で見ると見る者が残念ながら存在する。同和対策推進協議会とは別に、高齢者、障害者、虐待などの福祉に関する人権問題に取り組む組織があつてよいのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・「鳥取県人権尊重の社会づくり協議会」などが、福祉分野を含めた人権問題に取り組んでいます。
12 P. 8 の(2)に掲載されている地域福祉推進の主体に老人クラブを明記すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の推進主体として、老人クラブも盛り込みます。(「障害者団体」も併せて掲載。) 《第1章の2の(2)を参照。》
13 P. 12 の【市町村社会福祉協議会】の中に、(調整、協力の対象として)老人クラブを入れるべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブも盛り込んだ内容とします。(「障害者団体」も併せて掲載。) 《第2章の3の【市町村社会福祉協議会】を参照。》
14 P. 21 の(2)の愛の輪運動に係る取組に、老人クラブによる活動を入れるべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・<主な取組> に盛り込んである「定期訪問によるアドバイス活動」は、老人クラブによる活動を含んだものとします。 《第4章の1の(2)を参照。》
15 P. 22 のネットワークの具体例の図に、「老人クラブ」を支援者として加えるべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブを加えた図とします。 《第4章の1の(3)を参照。》

意見の主な内容	県の考え方
16 伴侶を失った高齢者が気軽に集まって自由に話し合える場所、会があればよい。	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者を含めた地域住民のふれあいの場である「ふれあい・いきいきサロン」の普及を促進します。また、独り暮らし高齢者に声をかけたり、少人数で集まる場所を設定するなどの「愛の輪運動」を行う愛の輪協力員(愛の輪推進員)の確保を支援します。《第4章の1の(1)(2)を参照。》
17 支援計画では「愛の輪運動」(の推進)を第一の目標に置き、キャッチフレーズを作るなどして浸透させていく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・第4章に掲載する今後の取組において、最初に「住民参画に基づく地域における支え合いへの支援」を掲げることで、愛の輪運動を含めた住民の支え合いの重要性を訴えていきます。 ・運動の浸透についても、実施主体となる社会福祉協議会と協議していきます。
18 鳥取県の周辺地での交通手段の確保は痛切な問題であり、福祉バスよりもむしろ福祉タクシー(の普及)に力を入れるべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障害者等の交通手段は、公共交通機関のみならず、社会福祉法人やNPO法人、ボランティア等多様な担い手によって提供されている状況にあり、福祉タクシーを含めて適切な移動手段の普及については今後国が示す介護サービスに係る法的取扱を基に検討していきます。
19 P. 8の(2)の主体に農協、生協以外の協同組合も加えるべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・農協、生協以外の協同組合も含まれる表記とします。《第1章の2の(2)を参照。》
20 家事や育児に関して現在は男女平等といえず、この状況が改善されれば(女性は)結婚や出産に前向きになれると思われる。男性も育児休業や介護休暇を取得し易い環境を作るべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・男性の育児休業、介護休暇の取得促進のための取組を含め、職場、家庭及び地域における男女共同参画の推進に努めていきます。《第4章の3の(2)を参照。》
21 地域ボランティアにより多くの人に参加できるよう、ボランティア休暇を設ける事業所を増やしていくべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・企業を対象としたボランティア研修の実施により、ボランティアに参加し易い職場環境づくりに向けての意識啓発を行います。《第4章の1の(6)を参照。》
22 65歳を高齢者とするにはまだ早いように思われる。これらの者に対しては、(生活の)支援よりも活動の場や機会を増やしていく方がよい。	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センターへの支援や世代間交流の推進への支援など、高齢者の活動の場や機会の拡大につながる取組を支援計画に盛り込みます。《第4章の3の(3)(7)を参照。》
23 近年民生委員・児童委員が携わる問題が広範囲になり、また、独り暮らしの高齢者への対応には、(当事者の)命にかかわる場合もある。研修参加の負担も大きくなっており、これまで以上の活動が求められると自信を失う民生委員・児童委員も出てくるのではと懸念される。	<ul style="list-style-type: none"> ・支援計画では民生委員・児童委員は地域福祉活動の担い手としての位置づけられていますが、個々の委員が過重な負担を抱え込まないよう、関係機関で支援していく体制を強化していくことが重要と考えます。

意見の主な内容	県の考え方
24 地域福祉の推進に中心的な役割を果たす者は、関連(する活動)の範囲が広く大変であると思われることから、県で研修会を開催して勉強する機会を与えるべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉推進の関係機関の担当者への研修を実施します。 《第4章の1の(5)を参照。》
25 P. 25～27に掲載されている支援について、財政難の折、1団体(市町村)だけでの取組や運営は困難であることから、複数サービスを県内で広域的に利用できる体制を整備してもらいたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・支援計画の推進に当たっては、市町村間の広域的調整に努めます。
26 市町村毎に地域福祉計画を策定する必要性はあまり感じられず、県民の声を基にして県で地域福祉を推進する計画を策定することで充分ではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の推進には、地域の自主性を尊重することが必要であり、住民に最も身近な市町村行政の主体的な関与が不可欠です。県の役割は、住民参画に基づく市町村の地域福祉の推進を支援していくことと考えています。
27 ネットワーク活動の中心となる拠点を作り、ネットワークを有機的に動かすためのセンター・事務局を設置して活動を円滑に進める必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークの中身やネットワークを形成する理由によってその事務局が設置される場所は様々ですが、地域の中で拠点が必要な場合は、その整備のための支援を行います。 《第4章の1の(8)を参照。》
28 支援計画の内容全体として、ボランティア活動に負うところ、期待するところが多いが、ボランティアには参加者に交通費等を弁償するものと全くの無償のものがある。全くの無償のボランティアは、今後消費税が上がれば自己負担が大きくなる。そこまでしてボランティアをすることに矛盾を感じる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアは個人が自発的に行うものであることから、活動を通じて得られるものと日常生活への負担とのバランスに配慮しながら続けていくことが大切と思われます。
29 地域、地区で支え合う場合、家庭の状況も知っておく方がよいが、プライバシーの保護の問題もあり、支援に限界があるように思われる。	<ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーの保護の観点から情報を得にくい事実があることは否めませんが、地域の問題について当事者だけでなくその周辺の者も行政、警察、司法などの関係機関に相談し、訴えやすい体制を整備します。 《第1章の2の(1)の 及び 第4章の1の(4)を参照。》
30 P. 28で家事、育児、介護などを「無償労働」としてとらえているが、家庭内の労働を「無償」という金銭的な言葉で表現することにより、支援計画が地域住民の「愛の心」や「信頼」により成り立つものであるということが根底から崩れ、冷たい響きを持ったものになるように思われる。	<ul style="list-style-type: none"> ・問題の箇所を修正するとともに、支援計画の推進に当たっては、住民同士の支え合いの大切さを訴えていきます。 《第4章の3の(2)を参照。》

意見の主な内容	県の考え方
31 世代間交流は、まずは（参加者が）心を割って話し合える環境を作ることが必要であり、交流が形式的なものとならないよう具体的な進め方を例示すべき。	・世代間交流は地域に根ざす活動であることから、具体的な進め方は、基本的にはそれぞれの地域の実情に合わせて考えていただきたいと思います。
32 個人情報の収集・保護・活用について、具体的にどのように考えて取り扱うべきか明示する必要があるのではないか。	・個人情報の取扱は、県の人権施策基本方針や個人情報保護条例などに沿っていくべきものと考えます。
33 自立支援型の社会を目指す上では、一定の行政の福祉サービスを確保する必要がある。その上で地域住民同士の支え合いの機運が盛り上がる体制作りが必要である。	・地域住民が支え合う機運の盛り上げは、まず県よりも地域住民に近い市町村の段階から始める必要があります。 ・その体制作りの一環として、市町村による地域福祉計画や市町村社協による地域福祉活動計画の策定を促進し、住民参画、自立支援型の社会の実現を目指した具体的な方策を検討していくことが重要と考えています。
34 高齢者や障害者が若者等の手枷、足枷となっている考えが広がる風潮の醸成は避けなければならない。	・左の問題は、「人権尊重の社会づくり」の一環として取り組むべきものと考えます。 《第4章の3の(1)を参照。》
35 計画の内容は立派だが、あまり利用したくない、あるいは利用できないといったことのないよう、計画に関わっていく人をどう発見し育てていくかが大切である。	・地域福祉の推進に当たり、必要な人材の育成、確保に努めます。
36 高齢者の中にはまだまだ元気でいろいろな知識や技術を持っている者がいる。これらの人々の力を大いに利用させてもらう意味で、これまでの老人クラブの活動を見直すことが必要。	・支援計画の中でも老人クラブは地域福祉推進の主体の一つとして位置づけ、地域福祉の推進で主要な役割を果たしていただくことを期待します。 《第1章の2の(2)を参照。》
37 （地域の）活動を支えていくのに自治会が力を発揮できる。また、活動の場もすぐに集まれるよう（近隣の）集会所や空き家の活用を検討すべき。	・自治会を地域福祉推進の主体の一つに位置づけるとともに、地域の活動拠点の整備を支援していきます。 《第1章の2の(2)及び第4章の1の(8)を参照。》
38 福祉支援には若い人たちの協力が必要であるので、若者にとって魅力ある地域を作ることを真剣に考えなければならない。企業頼みではなく、地域の特性を活かした取組を若者の思いを受け止めながら考えていくことが大切。	・地域福祉の推進は、行政や民間事業者だけではなく、高齢者、若者を含めた全ての地域住民が参画の対象となるべきと考えます。

意見の主な内容	県の考え方
39 現在各市町村で取り組まれていることサービス（の量、質）が、合併等により低下しないように配慮しなくてはならない。また、全てを行政に頼るのではなく、住民一人一人が支援に関心を持ち、誰もが安心して生活できる地域社会の確立に努めることが求められている。	<ul style="list-style-type: none"> ・合併後も現行サービスの低下を招かないようにするためには、行政のみの対応では不十分であることから、市町村の地域福祉計画、市町村社協の地域福祉活動計画の策定・推進により、住民一人一人が地域福祉に関わっていく機運の醸成を図ります。
40 現在では市町村行政の努力により地域福祉が定着しつつあるように思われるが、個々の地区では、自分さえよければ他はどうでもいいとか自分がやるべき役割も他の人がやってくれるだろうと思う者がまだまだ多い。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で果たすべき役割に対して個々の住民が自覚を持つようになるには、各々の者がお互いに支え合う心を持つことが必要です。学校や地域での福祉教育がそのための有効な手段となるよう推進することが重要と考えます。 《第4章の1の(10)を参照。》
41 少子化が懸念されているが、子どもを育て易い環境以前に生活にゆとりを与えるべく安定した経済が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の経済的な支援策として児童手当があり、平成16年4月から支給対象児童の年齢が小学校就学前から小学校第3学年終了までに引き上げられました。 ・少子化問題への経済面での影響は大きいものがありますが、様々な子育て支援の施策、取組を通じて子どもを育てやすい環境の整備に努めていきたいと考えています。
42 以前、農作業を手伝って収入を得ていた障害者が、障害者手当を受給できるようになった途端「労働して収入を得ているのに手当をもらっている。」と噂され、それがきっかけとなってひきこもるようになった事例があった。こんな状態が続けば、その当事者の体が弱っていくのではと心配である。	<ul style="list-style-type: none"> ・左の当事者の社会参加のために、市町村等関係機関による適切な対応が行われることを望みますが、障害者の自立と社会参加を促進するためにも、支援計画での取組を含めた人権尊重の社会づくりの推進が必要と考えます。 《第4章の3の(1)を参照。》
43 P. 4のイメージ図の<家族同士の支え合い>の輪の中に「その他支援を必要とする家庭」を加えるべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・「その他の家庭」を図に加えます。 《第1章の2の(1)の を参照。》
44 P. 21の(1)の<主な取組>に「子育てサロン」への支援を加えるべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・既に記載してある「ふれあい・いきいきサロンの普及への支援」には子育てのサロンも含まれておりますが、子育てサロンへの支援も含まれることが分かるよう、【基本方針】の中にその旨を記載します。 《第4章の1の(1)を参照。》

意見の主な内容	県の考え方
<p>45 支援計画に掲載する今後の取組に、以下の内容も必要である。 適正な福祉サービスの提供のための各福祉施設への指導・監督の強化</p> <p>児童問題への保護者教育を含む住民の福祉意識の高揚</p> <p>公民館等地域コミュニティーの拠点施設整備への支援</p> <p>民生委員・児童委員の日常活動への支援・援助</p> <p>地域住民を含む各関係機関と一体となったネットワーク（P. 4とP. 22のイメージ図の内容を一体化したものの）の構築の支援</p>	<p>サービスが健全に発展していくための経営指導を実施します。 《第4章の2の(3)を参照。》</p> <p>保護者への働きかけについては、次世代育成支援対策推進法に基づく、県や市町村の行動計画の策定において検討する予定です。 また、住民参画、福祉意識の高揚に関する全般的な内容は、市町村の地域福祉計画や市町村社協の地域福祉活動計画に盛り込んでいく必要があると考えます。</p> <p>地域の拠点整備を支援します。 《第4章の1の(8)を参照。》</p> <p>第4章の1の(5)において、「民生委員・児童委員の研修の充実」を挙げており、また、市町村、社協、福祉事務所等の関係機関に対して民生委員との連携強化を働きかけていきます。</p> <p>それぞれの課題に応じて関係機関と連携してネットワークを形成していくことを支援します。 《第4章の1の(3)を参照。》</p>
<p>46 支援計画の中で人権について触れているが、プライバシーの保護を具体的に強調していく必要がある。</p>	<p>・地域福祉推進の理念の一つである「人権の尊重」において、プライバシーの保護について記載します。 《第1章の1の(2)の を参照。》</p>
<p>47 支援計画の中で「福祉教育の推進」を取り上げているが、道徳教育を推し進める中で、思いやり、優しさを身につける教育を子育てと並行して進めることがまちづくりの計画で最も重要なことではないか。</p>	<p>・地域住民各層が共に支え合う心を醸成していくことを目的として福祉教育の推進に努めます。 《第4章の1の(10)を参照。》</p>
<p>48 市街地ではマンションが増え続けており、この様な地区の見回り調査や安否確認を行う民生委員・児童委員への負担が過重になっている。マンションは一軒家とは様子が異なり、マンション在住の委員の選出、増員が必要と思われる。</p>	<p>・地域の実情を鑑み、市町村と充分協議した上で民生委員・児童委員の定数を決定していきます。</p>

意見の主な内容	県の考え方
<p>49 P. 17に福祉委員の状況が掲載されているが、福祉委員は（委員として選出されたことへの）意識が低く、また、その活動がなかなか見えてこない面がある。行政サイドでも、福祉委員に関する事業を予算化し、委員を重要な情報提供機関として育成していくことに協力するべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 福祉委員等の地域福祉活動の推進役の確保、養成の支援を行います。 《第4章の1の(5)を参照。》
<p>50 施設の高齢者がいきいきと楽しく暮らせるよう、市街地の空き家を利用するなどして、地域の若者や子ども達とふれあうことのできる環境づくりができないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者や子どもなどが共に暮らせる複合的な施設のあり方を調査、研究します。 《第4章の1の(8)を参照。》
<p>51 最近生徒の学力低下が問題になっていること及び教師と生徒が共に活動してボランティアの芽を育てていく必要があることから、学校の週6日制と教師の家庭勤務を提案したい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学校週6日制については、現行の制度では認められていませんが、小中学校において学校週6日制を実施するかどうかは、構造改革特別区域への申請を含め、各市町村教育委員会で判断されるべきことです。 また、教員は校長等の承認を得て勤務場所を離れて研修を行うことができますが、長期休業中全てを家庭研修に当てることは不可能です。 なお、各学校では子どもたちの豊かな心を育むため総合的な学習の時間や特別活動などの時間において、清掃活動や福祉施設訪問などのボランティア活動に取り組んでいます。
<p>52 教育委員制度は市民にとってわかりにくいので、その活動をわかりやすくするとともに、子ども達にとってよい環境づくりに資するものとして欲しい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員は、月に1度は必ず教育現場の視察を行うなど、現場の状況や保護者や教員の声の把握に努めるとともに、毎月開催される教育委員会で意見を交換し、事務局に提案しています。 また、教育委員会での議論は県教育委員会のホームページで公開するなど、情報公開にも努めています。 今後とも、広く現場の声、また、県民の皆さんの声をお聞きして県の教育行政に反映させていきたいと考えています。
<p>53 支援計画の中に「情報公開」と随所に表記されているが、障害者（特に精神障害者）への支援活動で、行政が情報を提供しないために地区社協や地区民協の活動が停滞している面がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の個人情報については、守秘義務を負う民生委員以外の組織への提供が制約されていますが、当該意見の内容を市町村へ伝え、地区社協や地区民協と充分連携を図っていくよう促していきたいと考えています。

意見の主な内容	県の考え方
54 老老介護が当たり前の今日、広範囲なファミリー・サポート（介護型、育児型）はあるが、これだけで充分とは思えない。地域によっては「地域通貨（エコマネー）」の導入に向けた取組を始めたりしているが、行政はこの様な地域の動きについてもっと積極的に情報を流していくべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・住民が身近なところで市町村内外の情報を得、また、住民同士で情報を共有できる環境の整備に努めます。 《第4章の1の（9）を参照。》
55 地域活動、福祉活動の拠点は地区公民館であることを明文化する必要があるのではないか。（地区公民館を生涯学習の場のみの利用とするのはいかがなものか。）	<ul style="list-style-type: none"> ・支援計画の中で、公民館を地域の拠点のひとつとして位置づけるとともに、社会教育法に基づき、公民館が地域福祉の増進に寄与することができるよう、一層市町村の協力を促していきます。
56 地域活動、福祉活動に参加する現役組はほとんどが民間人である。公務員も退職後だけでなくもっと積極的に活動に参加していくべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の推進は、公務員を含めた全ての地域住民が参加していくことが重要であると考えます。 ・県としても、個々の職員がボランティア活動や地域活動に参加していくよう意識啓発に努めます。
57 P.24の「福祉教育の推進」において、特に小学校低学年児童に対する福祉教育に力を入れるべき。推進校の数を増やすとともに、福祉の副読本を県内の全小学校に配布し、児童に早くから福祉、ボランティアの心を養わせる必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉教育の推進校については、県内全域の学校が推進校として認定されるよう進めていきます。 ・福祉の副読本の作成、配布を含め、児童・生徒が福祉の心を養っていくための取組を進めます。 《第4章の1の（10）を参照。》
58 空き家・空き店舗等を利用して高齢者や子ども（幼児・児童）が自由に出入りし集うことにより、心のふれあいができ、支え合い助け合う活動ができるようになるべき。また、この活動に住民ボランティアが協力する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の活動拠点の整備の支援により、住民が交流し合える環境づくりを進めます。 《第4章の1の（8）を参照。》
59 住民や行政が連携して郵便局の「ひまわりサービス」の機能を強化し、独り暮らしの高齢者が安心して安全な生活を送ることができるようにするべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひまわりサービス」と行政等との連携がスムーズにいくよう支援します。 《第4章の1の（2）を参照。》
60 民生委員・児童委員活動を通じて、知的障害がある両親から産まれた知的障害児が、一般的な判断ができないために地域で問題を起こし、諸般の事情により施設入所もできず、警察も対応に困ったことがあった。この様な状況にも対応できるよう、行政、司法を通じた施策を検討して欲しい。	<ul style="list-style-type: none"> ・この様な事例に対しては、基本的には市町村が中心となり関係機関と連携しながらケアマネジメントの手法を利用して必要な支援を行う体制を整備していくことが望まれます。 ・市町村だけで対応が困難であったり、新たな福祉サービスの開発が求められる場合には、県も必要な支援を行いたいと考えています。

意見の主な内容	県の考え方
61 県の支援計画が地域福祉の支援に活かされるためには、各市町村行政が公民協働の認識を住民にどう浸透させ、理解を深めさせることができるかによるところが大きい。十分な議論を望む。	・「住民参画」とともに「公民協働」の機運の盛り上げを市町村行政が担っていくよう市町村の地域福祉計画の策定を促進します。
62 P. 1の鳥取県の現状において、5段落目に「地域における活動も活発化してきて」とあるが、そんな現状ではないように思われる。	・鳥取県西部地震等をきっかけとしたボランティアへの意識の高まりやNPOの法人化などにより、県全体としては地域の活動は活発化の傾向にあると思われませんが、より一層活動が充実していくための取組が必要と考えています。
63 P. 6のイメージ図内の「見守り活動」をより充実させるには、地域活動の活発化が必要である。活発化に当たっては、取組が困難な課題を明確にし、それを除去していくことを考えていかななくてはならない。	・市町村が地域福祉計画を策定するに当たっては、住民へのアンケート調査や集落座談会などを通じて地域の課題を浮き彫りにしていくことが重要である旨今後も市町村へ訴え、住民参画を働きかけていきます。《第2章の2の(1)を参照。》
64 支援計画には様々なネットワークのイメージ図が描かれているが、行政にも財政的な限界があり、また、民間事業者も人件費などのコストを考えればなかなか参加しにくい面もある。ボランティア等を通じたNPO活動ができるような福祉特区の取組が急がれる。	・ボランティア、NPOが活動し易い環境整備に努めます。《第4章の1の(6)を参照。》
65 福祉サービスは受けるだけのものという考え方が多い。(サービスの提供に)参加し、充実していくということを若者だけでなく高齢者も考えて欲しい。	・福祉サービスは全ての住民がその担い手になり得るといった考え方にに基づき、支援計画を推進していきます。
66 福祉に対する考え方を学習する機会を通じ、住民が、自分も地域の役に立つのだという気力を持ち、善意のある仲間作りを進めていくことが重要。	・福祉教育の推進を通じて地域住民各層の共に支え合う福祉の心の醸成を図ります。《第4章の1の(10)を参照。》
67 ボランティアの集まる場所の確保が必要。(活動の道具を保管する場所も必要。)	・地域の活動拠点の整備を支援します。《第4章の1の(8)を参照。》
68 信頼される福祉活動を続ける有能な人材を集めるには、給料面など職員に魅力のある処遇が必要ではないか。	・サービス供給のために必要な体制について、各組織・団体で充分検討していただきたいと思います。
69 「公民協働」には、行政のリードだけでなく、時間はかかっても住民の中から若いリーダーを育てていくことが必要。	・地域福祉活動の中心となる人材の資質向上、養成・確保に努めます。《第4章の1の(5)を参照。》
70 提供されるサービスについてあまり知られていないのが現状ではないか。	・サービス利用に関する相談、情報提供についての地域の窓口の設置を支援します。《第4章の2の(6)を参照。》

意見の主な内容	県の考え方
71 住民やボランティアへの押しつけにならないよう計画の策定や推進に努めて欲しい。	・住民、事業者、行政がお互い対等な関係で計画を策定、推進していくことが重要と考えています。
72 組織は戦略と人材が重要で、先ず高い資質を備えた人材の育成・確保が不可欠。(県は)支援計画を強力なリーダーシップと組織力により推進していくべき。	・地域福祉の推進は、住民参画に基づく市町村の地域福祉計画が中心となつて行われるものであり、県の役割は、支援計画は市町村の計画策定、取組を支援するものと考えています。
73 支援計画には、現場の業務に従事している者の意見を反映できる風通しのよいシステムを確立・維持していくことが望まれる。	・支援計画については、実施状況を定期的に点検し、その評価を公表することで、県民に開かれたものとしていきます。《「はじめに」の4の(1)を参照。》
74 構成として、計画の目的、目標、期間等を最初に示した方がわかりやすい。	・支援計画の構成を再検討します。
75 県の計画には障害者計画、介護保険事業支援計画・老人保健福祉計画等多くの福祉の計画があるが、これらの計画に対して地域福祉支援計画がどのような位置を占めるのか明確にするべき。	・支援計画は社会福祉法に基づき、市町村の地域福祉の支援のために策定されるものであり、関連する計画等と連携を図っていくものであることを明記します。《「はじめに」の2及び4の(4)を参照。》
76 資源には人、金、物等があるが、これからは特に人の活用を考えていくことが重要。人の活用策、育成策について、他県の例(支援計画)も参考にしながらもう少し具体的に計画の中に記載するべき。	・人材の活用策、育成策の具体的な取組は支援計画の第4章に記載し、実施に当たっては他県の例も参考にしながら取り組んでいきたいと考えています。
77 「地域住民との協働」により地域福祉を推進するには、各種団体とのネットワーク活動の核となる存在が必要であり、それには地域に根ざしたNPOやボランティアが想定される。	・NPO・ボランティアの振興への支援に努めていきます。《第4章の1の(6)を参照。》
78 地域づくりにはその地域においてコーディネートを行う人材が必要であることから、計画の中に地域のコーディネーターの育成を盛り込むべき。	・地域福祉活動の中心となる人材の資質向上、養成・確保に努めていきます。《第4章の1の(5)を参照。》
79 支援費制度について、毎年4月に認定する際に、一度認定者の親族を集めて総合的な支援相談会を開いてはどうか。	・支援費制度の利用に関する相談については、各市町村で対応していただきたいと考えます。
80 (福祉に関する)制度も重要だが、心のバリアフリーも必要である。	・物心両面でのバリアフリーの推進に努めます。《第4章の3の(4)を参照。》

同一件数の中に複数の意見が盛り込まれているものについてはそれらの全てを抽出していません。

表現、字句の指摘については適宜修正することとします。